

「とんぼの未来・北の里づくり」
令和2年度 第1回 事例研究会次第

令和2年8月24日 14:30～
ポールスター札幌 4階「ライラック」
(札幌市中央区北4条西6丁目)

1. 開会挨拶

2. 新会員紹介

3. 報告事項

(1) 令和2年度多面的機能支払交付金の実施状況
および制度改正概要について… 【資料1】

(2) 事務支援システムの改修状況について… 【資料2】

4. 議 題

(1) 令和元年度事例研究会の活動総括… 【資料3】

<休憩>

(2) 今年度の事例研究会の取組みについて(案)… 【資料4】

(3) 令和2年度事例研究会行動計画(案)について… 【資料5】

5. 全体意見交換

6. 閉会挨拶

「とんぼの未来・北の里づくり」
令和2年度第1回事例研究会 出席者名簿

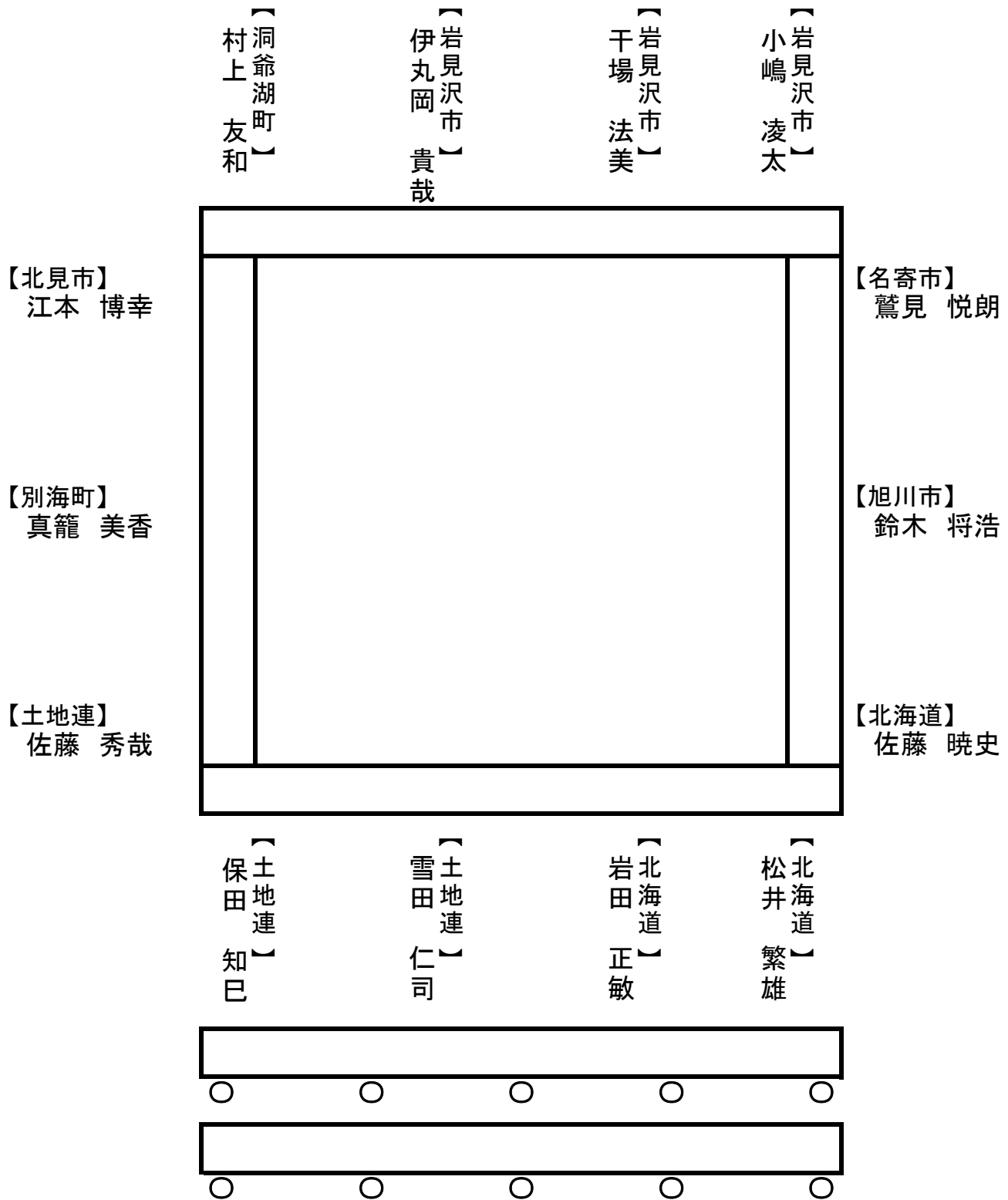
No	局名	市町村名	区分	地帯	組織名	役職	氏名
1	空知	岩見沢市	組織	田	岩見沢市広域協定	代表	干場 法美
2	空知	岩見沢市	団体	田	北海土地改良区 総務課	主事	小嶋 凌太
3	上川	名寄市	組織	田	名寄東資源保全活動組織	代表	鷺見 悦朗
4	上川	旭川市	組織	田	旭川土地改良区 建設課	課長補佐	鈴木 将浩
5	空知	岩見沢市	行政	田	岩見沢市農政部農業基盤整備課基盤整備係	係長	伊丸岡 貴哉
6	胆振	洞爺湖町	行政	畑	洞爺湖町農業振興課農業振興グループ	主査	村上 友和
7	オホーツク	北見市	行政	畑	北見市農林水産部農林整備課管理係	係長	江本 博幸
8	根室	別海町	行政	草	別海町産業振興部農政課	主任	真籠 美香
9			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	多面的機能支払係長	松井 繁雄
10			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	主査	佐藤 暁史
11			道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	主幹	保田 知巳
12			道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	副主幹	佐藤 秀哉
	随行	岩見沢市	行政		岩見沢市農政部農業基盤整備課基盤整備係	主事	川合 宥斗
	随行	岩見沢市	行政		岩見沢市農政部農業基盤整備課基盤整備係	主事	平田 祐介
			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	課長	岩田 正敏
			道協議会		水土里ネット北海道技術部	部長	雪田 仁司

※欠席者：向井会長(真狩村)、佐藤事務局長(留萌市)、鳥本組合長(芽室町)、岡村会計(遠軽町)、志村係長(鶴居村)

					北海道農政部農村振興局農村設計課	課長補佐	澤田 孝二
					北海道農政部農村振興局農村設計課	主事	高橋 礼奈
					水土里ネット北海道技術部	次長	平田 孝祐
					水土里ネット北海道技術部地域支援課	課長	橋本 英樹
					水土里ネット北海道技術部地域支援課	指導役	千葉 正志
					水土里ネット北海道技術部地域支援課	指導役	鷺見 栄一
					水土里ネット北海道技術部地域支援課	指導役	梶田 克博
					水土里ネット北海道技術部地域支援課	主幹	齊藤 勝弘
					水土里ネット北海道技術部地域支援課	技師	石川 雅樹

とんぼの未来・北の里づくり
令和2年度第1回事例研究会 配席図

令和2年8月24日(月)14:30～
ホテルポールスター札幌



「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会 設置要領

平成 29 年 12 月 14 日制定

令和元年度 11 月 26 日改正

1. 趣旨

北海道における農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払事業における効果的な活動事例などの情報収集を行い、各々の地域の状況に応じた更なる活動の充実・発展を図るために、事例内容について検討を行い、発信等を行うことを目的として、この会を設置する。

2. 構成

本会は、11名の活動組織構成員、6名の市町村職員と各2名の北海道及び北海道土地改良事業団体連合会職員の計21名程度で構成する。

- (1) 活動組織構成員は、水田地域4名、畑地域4名、草地域3名の次世代にわたる農業者等の11名程度とする。
- (2) 市町村職員は、水田地域、畑地域、草地域の本事業を担当する者から各々2名の6名程度とする。
- (3) 北海道及び北海道土地改良事業団体連合会職員は、北海道日本型直接支払推進協議会事務局から各々2名の4名程度とする。
- (4) その他、必要に応じて指導助言・意見聴取のため、第三者を招集することを可能とする。

3. 活動内容

本会では、次の活動を行うものとする。

- (1) 本事業における効果的な活動事例や要望の多い活動事例などの情報収集
- (2) 事例内容についての検討及び必要に応じた調査
- (3) 活動組織及び市町村等へ活動事例や検討結果等の情報発信
- (4) 北海道地域活動指針に追加すべき活動項目の抽出・調査・検討
- (5) その他多面的機能支払事業の効果的な取組に必要な事業等

4. 主管

北海道日本型直接支払推進協議会

5. 庶務

北海道日本型直接支払推進協議会事務局
(北海道土地改良事業団体連合会技術部地域支援課)

6. その他

この要領に定めるもののほか、本会の設置、運営等に関し必要な事項は別に定める。

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会 会員一覧

令和2年8月24日時点

会員No	局名	市町村名	区分	地帯	組織名	役職	氏名
1	空知	岩見沢市	組織	田	岩見沢市広域協定	代表	干場 法美
2	空知	岩見沢市	団体	田	北海道改良区 総務課	主事	小嶋 凌太
3	上川	名寄市	組織	田	名寄東資源保全活動組織	代表	鷺見 悦朗
4	上川	旭川市	組織	田	旭川土地改良区 建設課	課長補佐	鈴木 将浩
5	留萌	留萌市	組織	田	NPO法人るもい農業応援隊	事務局長	佐藤 武志
6	オホーツク	遠軽町	組織	畑	遠軽町環境保全広域協定運営委員会	会計	岡村 貴幸
7	十勝	芽室町	組織	畑	上伏古環境保全組合	組合長	鳥本 勝信
8	後志	真狩村	組織	畑	まっかりニコニコクラブ広域協定	会長	向井 芳和
9	空知	岩見沢市	行政	田	岩見沢市農政部農業基盤整備課基盤整備係	係長	伊丸岡 貴哉
10	胆振	洞爺湖町	行政	畑	洞爺湖町農業振興課農業振興グループ	主査	村上 友和
11	オホーツク	北見市	行政	畑	北見市 農林水産部農林整備課管理係	係長	江本 博幸
12	釧路	鶴居村	行政	草	鶴居村産業振興課農政係	係長	志村 剛
13	根室	別海町	行政	草	別海町産業振興部農政課	主任	真籠 美香
14			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	多面的機能支払係長	松井 繁雄
15			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	主査	佐藤 暁史
16			道協議会		水士里ネット北海道技術部地域支援課	主幹	保田 知巳
17			道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	副主幹	佐藤 秀哉

令和 2 年度多面的機能支払交付金の実施状況 および制度改正について



「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会

令和2年度多面的機能支払交付金の実施状況について

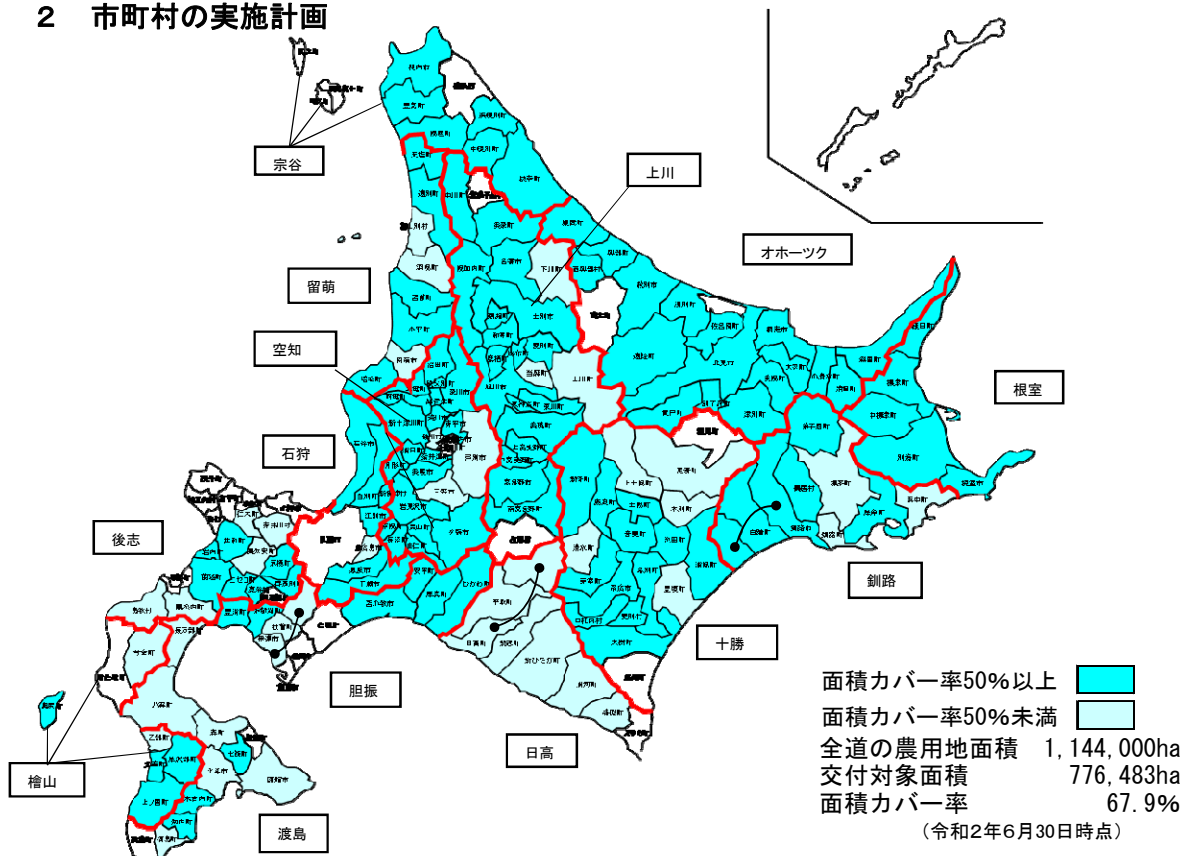
1 取組市町村数及び活動組織数

- 仁木町、平取町、大樹町で新たに活動が開始されるが、白老町、猿払村は令和元年度で活動が終了となったため、取組市町村数は152市町村となる。
- 活動組織数は、空知、石狩、後志、日高、十勝地域で14組織が新たに活動を開始。空知、上川、宗谷、十勝地域で広域化や組織の合併により34組織が減少するほか、胆振、渡島、上川、宗谷地域で4組織が活動を終了するため、組織数は741組織となる。

地域	令和元年度実績（A）						令和2年度計画（B）						増減（B－A）				
	市町村数	活動組織数	農地維持	資源向上			市町村数	活動組織数	農地維持	資源向上			市町村数	活動組織数			
				共同	長寿命化					共同	長寿命化			増減	新規	完了	合併
空知	22	151	151	147	4		22	129	129	125	3			△ 22	1		△ 23
石狩	7	40	40	40			7	42	42	42				2	2		
後志	11	51	51	51			12	55	55	54			1	4	4		
胆振	9	34	34	32			8	33	33	31			△ 1	△ 1		△ 1	
日高	5	9	9	8			6	11	11	9			1	2	2		
渡島	9	40	40	37			9	39	39	36				△ 1		△ 1	
檜山	6	36	36	21	1		6	36	36	24	1						
上川	21	126	126	123	7		21	124	124	118	9			△ 2		△ 1	△ 1
留萌	8	40	40	36			8	40	40	36							
宗谷	7	11	11	3			6	7	7	3			△ 1	△ 4		△ 1	△ 3
十勝	16	170	170	168			17	168	168	166			1	△ 2	5		△ 7
釧路	8	8	8	6			8	8	8	6							
根室	5	8	8	7			5	8	8	7							
計	151	765	765	719	12		152	741	741	697	13		1	△ 24	14	△ 4	△ 34

（令和2年6月30日時点）

2 市町村の実施計画



令和2年度 制度改正概要について

1 国実施要綱、要領の改正

(1) 「多面的機能の増進を図る活動」の取組内容の拡充について

(1) - 1 「医療・福祉との連携」を「**やすらぎ・福祉及び教育機能の活用**」に拡充。

⇒ これまでの環境保全活動や農業体験等を通じた、地域と医療・福祉施設との交流活動のほか、小学校等の教育機関と連携して行う生き物調査や農業体験を通じた学習等も対象となった。

(1) - 2 「防災・減災力の強化」の中で、「**災害時における応急体制の整備**」も対応可能とする。

⇒ 「災害時における応急体制の整備」とは、災害時に農用地や水路などの見回りを行うにあたり、事前に見回り範囲、報告者及び報告先等の明文化や、復旧活動に必要な資材の事前購入・保管等を想定している。

(2) 加算措置の要件緩和

「農村協働力の深化に向けた活動」への加算措置要件について、**役員に女性が2名以上参画している場合**、毎年度活動に参加する**構成員の割合要件を、8割以上から6割以上に緩和**（ただし、6割以上が参加する**複数の実践活動を複数の実施日で行うこと**）。

(参考資料1)

女性の活躍の推進

多面的機能支払の取組を女性活躍の場として、共同活動の質と量を高めるため、女性役員の参画を推進します。

農村協働力の深化に向けた活動の要件

役員に女性が2名以上参画している場合、加算措置（320円/10a等）要件である毎年度活動に参加する**構成員の割合要件を、8割以上から6割以上に緩和**。

※ただし、**複数の実践活動を複数の実施日**で行うことが必要。

<女性役員が2名以上参画している組織において、加算される例>

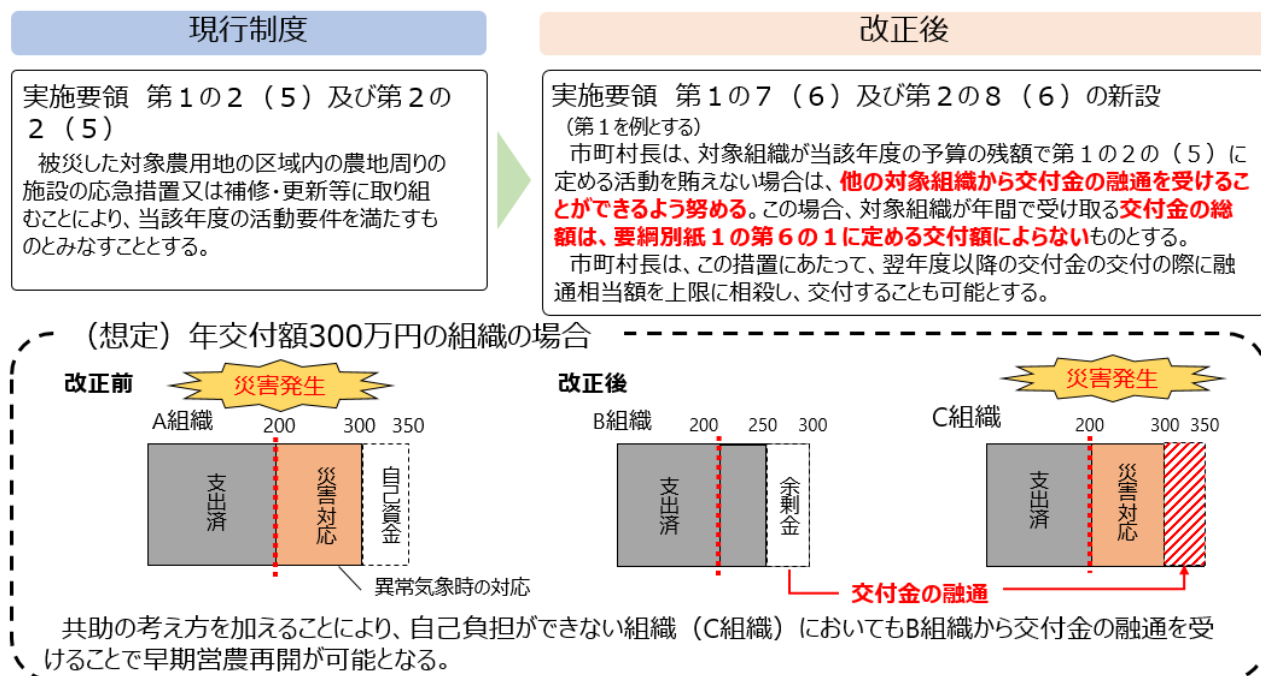
ケース	判定	実践活動	参加割合	実施日
1	○	水路の泥上げ 植栽等の景観形成活動	6割 6割	4/20 6/20
2	×	水路の泥上げ 農道の草刈り	6割 6割	4/20 4/20
3	○	植栽等の景観形成活動 生物の生息状況の把握	6割 6割	4/20 6/20
4	×	水路の泥上げ 水路の泥上げ	6割 6割	4/20 6/20

複数の実施日
ではないため×

複数の実践活動
ではないため×

(3) 自然災害時における対象組織間の交付金融通

甚大な自然災害により被災した場合、早期の営農再開に向け、**対象組織で既配分の交付金の融通を可能とする。**



(4) 作業の安全対策について

実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとし、活動要件に「**活動期間中に1回以上、共同活動で使用する機械又は使用頻度の高い機械(刈払機など)について安全使用に関する研修・講習等を開催する又はそれに参加すること**」を追加。

(参考資料2)

(5) 持越金の精査について

活動組織の会計経理の一層の適正化を図るため、持越金の精査の必要性、精査の方法を実施要領に明示。

多額な持ち越し(当該年度交付金の3割を超え、かつ、100万円以上)を行う場合は、「**持越金の使用予定表**」を作成し、**提出が必要**。

(参考資料3)

2 多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針（要綱基本方針）の変更

（１）変更の概要

- ◎ 国の実施要綱・要領の改正に伴う一部改正
- ◎ 資源向上支払交付金（長寿命化）における地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方の整理～４（１）②関係
 - ２百万円以上の活動を実施する場合の確認要件の整理
- ◎ 広域協定の規模緩和要件の追加～５関係
 - 広域組織設立規模の緩和が可能な地域に、棚田指定地域を含む地域を追加

（２）変更の内容

別紙「新旧対照表」のとおり

(別紙)
多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)新旧対照表

変更後		変更前
多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針） 北海道 平成26年5月 変更 平成26年7月 変更 平成26年12月 変更 平成27年4月 変更 平成28年4月 変更 平成29年4月 変更 令和元年7月 1. (略) 2. 農地維持支払交付金に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ① 地域活動指針策定における基本的考え方 多面的機能支払交付金実施要領別記1～2の国が定める活動指針及び活動要件に示す取組のほか、次の取組内容を追加する。 ア. 活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回り イ. 地域共同で行う配水操作 ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方 ア. 地域資源の基礎的保全活動 地域資源の基礎的保全活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。 イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の取組から1以上を定めて、その取組に即した活動を実施する。 ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等（下線が追加部分） ア. 地域資源の基礎的保全活動		多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針） 北海道 平成26年5月 変更 平成26年7月 変更 平成26年12月 変更 平成27年4月 変更 平成28年4月 変更 平成29年4月 変更 令和元年7月 1. (略) 2. 農地維持支払交付金に関する事項 (1) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ① 地域活動指針策定における基本的考え方 多面的機能支払交付金実施要領別記1～2の国が定める活動指針及び活動要件に示す取組のほか、次の取組内容を追加する。 ア. 活動計画書に位置付けたため池の定期的な見回り イ. 地域共同で行う配水操作 ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方 ア. 地域資源の基礎的保全活動 地域資源の基礎的保全活動のすべての活動項目を実施する。ただし、活動の対象となる施設が存在しない活動項目は、除外する。 イ. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動 地域資源の適切な保全管理のための推進活動の取組から1以上を定めて、その取組に即した活動を実施する。 ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等（下線が追加部分） ア. 地域資源の基礎的保全活動

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後		変更前																											
<table><tr><th>区 分</th><th>取組内容の追加</th></tr><tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>農用地</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>農用地</td></tr><tr><td>取 組</td><td>6 鳥獣害防護柵等の保守管理</td></tr><tr><td>取組内容</td><td>□鳥獣害防護柵の保守管理 ・鳥獣被害防止のための防護柵、<u>隔離物の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。</u></td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr></table>	区 分	取組内容の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	農用地	活動項目	農用地	取 組	6 鳥獣害防護柵等の保守管理	取組内容	□鳥獣害防護柵の保守管理 ・鳥獣被害防止のための防護柵、 <u>隔離物の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。</u>	活動要件	－	<table><tr><th>区 分</th><th>取組内容の追加</th></tr><tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>水路</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>水路</td></tr><tr><td>取 組</td><td>9 水路附帯施設の保守管理</td></tr><tr><td>取組内容</td><td>□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。</td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr></table>	区 分	取組内容の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	水路	活動項目	水路	取 組	9 水路附帯施設の保守管理	取組内容	□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。	活動要件	－
区 分	取組内容の追加																												
構成項目	実践活動																												
対象施設等	農用地																												
活動項目	農用地																												
取 組	6 鳥獣害防護柵等の保守管理																												
取組内容	□鳥獣害防護柵の保守管理 ・鳥獣被害防止のための防護柵、 <u>隔離物の下草刈りや簡易補修等による適正な管理を行うこと。</u>																												
活動要件	－																												
区 分	取組内容の追加																												
構成項目	実践活動																												
対象施設等	水路																												
活動項目	水路																												
取 組	9 水路附帯施設の保守管理																												
取組内容	□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。																												
活動要件	－																												
<table><tr><th>区 分</th><th>取組内容の追加</th></tr><tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>ため池</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>ため池</td></tr><tr><td>取 組</td><td>15 ため池附帯施設の保守管理</td></tr><tr><td>取組内容</td><td>□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。</td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr></table>	区 分	取組内容の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	ため池	活動項目	ため池	取 組	15 ため池附帯施設の保守管理	取組内容	□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。	活動要件	－	<table><tr><th>区 分</th><th>取組内容の追加</th></tr><tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>ため池</td></tr><tr><td>活動項目</td><td>ため池</td></tr><tr><td>取 組</td><td>15 ため池附帯施設の保守管理</td></tr><tr><td>取組内容</td><td>□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。</td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td></tr></table>	区 分	取組内容の追加	構成項目	実践活動	対象施設等	ため池	活動項目	ため池	取 組	15 ため池附帯施設の保守管理	取組内容	□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。	活動要件	－
区 分	取組内容の追加																												
構成項目	実践活動																												
対象施設等	ため池																												
活動項目	ため池																												
取 組	15 ため池附帯施設の保守管理																												
取組内容	□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。																												
活動要件	－																												
区 分	取組内容の追加																												
構成項目	実践活動																												
対象施設等	ため池																												
活動項目	ため池																												
取 組	15 ため池附帯施設の保守管理																												
取組内容	□計画に基づいた配水操作 ・かんがい期前に策定した配水計画に基づき、責任者を定めて共同で配水操作を行うこと。																												
活動要件	－																												

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙１）
北海道の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙１のとおりとする。なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。

2. (2)～(4) （略）

3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項
(１) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
① 地域活動指針策定における基本的考え方
多面的機能支払交付金実施要領別記１－２の国が定める活動指針及び活動要件に示す取組のほか、次の取組内容を追加する。
ア、地域共同で行う急激な融雪による法面の侵食等を抑制する活動
イ、地域が共同で管理する有機質処理施設の管理
ウ、地域共同で行う鳥獣害防止のための活動
エ、地域共同で行う農用地に係る附帯施設の補修・設置
オ、地域共同で行う農用地からの風塵防止のための有機質資材の散布等

④ 農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙１）
北海道の農地維持支払交付金に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙１のとおりとする。

2. (2)～(4) （略）

3. 資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する事項
(１) 地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定
① 地域活動指針策定における基本的考え方
多面的機能支払交付金実施要領別記１－２の国が定める活動指針及び活動要件に示す取組のほか、次の取組内容を追加する。
ア、地域共同で行う急激な融雪による法面の侵食等を抑制する活動
イ、地域が共同で管理する有機質処理施設の管理
ウ、地域共同で行う鳥獣害防止のための活動
エ、地域共同で行う農用地に係る附帯施設の補修・設置
オ、地域共同で行う農用地からの風塵防止のための有機質資材の散布等

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後		変更前																																											
カ、地域が共同で管理する肥培かんがい施設の管理 キ、地域共同で行う生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動 ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方 ア、施設の軽微な補修 活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設等について、必要な取組を実施する。 イ、農村環境保全活動 農村環境保全活動の取組のテーマから1以上を定めて、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を1以上実施する。 ウ、多面的機能の増進を図る活動 多面的機能の増進を図る活動の取組から1以上を定めて、その取組に即した活動を実施する。 ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等（下線が追加部分） ア、施設の軽微な補修		カ、地域が共同で管理する肥培かんがい施設の管理 キ、地域共同で行う生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動 ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方 ア、施設の軽微な補修 活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設等について、必要な取組を実施する。 イ、農村環境保全活動 農村環境保全活動の取組のテーマから1以上を定めて、そのテーマに該当する計画策定、啓発・普及及び実践活動のそれぞれの取組を1以上実施する。 ウ、多面的機能の増進を図る活動 多面的機能の増進を図る活動の取組から1以上を定めて、その取組に即した活動を実施する。 ③ 国が定める活動指針及び活動要件に追加する事項等（下線が追加部分） ア、施設の軽微な補修																																											
<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>取組内容の追加</th></tr><tr><td>構成項目</td><td>機能診断・計画策定</td><td></td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>活動項目</td><td>機能診断</td><td></td></tr><tr><td>取 組</td><td>24 農用地の機能診断</td><td></td></tr><tr><td>取組内容</td><td colspan="2">【農用地に関する取組内容】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、有機質処理施設等の状況確認を行うこと。</td></tr><tr><td>活動要件</td><td>—</td><td></td></tr></table>		区 分		取組内容の追加	構成項目	機能診断・計画策定		対象施設等	—		活動項目	機能診断		取 組	24 農用地の機能診断		取組内容	【農用地に関する取組内容】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、有機質処理施設等の状況確認を行うこと。		活動要件	—		<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>取組内容の追加</th></tr><tr><td>構成項目</td><td>機能診断・計画策定</td><td></td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>—</td><td></td></tr><tr><td>活動項目</td><td>機能診断</td><td></td></tr><tr><td>取 組</td><td>25 水路の機能診断</td><td></td></tr><tr><td>取組内容</td><td colspan="2">【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握、水路本体や集水区域の積雪状況の把握等）を行うこと。</td></tr><tr><td>活動要件</td><td>—</td><td></td></tr></table>		区 分		取組内容の追加	構成項目	機能診断・計画策定		対象施設等	—		活動項目	機能診断		取 組	25 水路の機能診断		取組内容	【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握、水路本体や集水区域の積雪状況の把握等）を行うこと。		活動要件	—	
区 分		取組内容の追加																																											
構成項目	機能診断・計画策定																																												
対象施設等	—																																												
活動項目	機能診断																																												
取 組	24 農用地の機能診断																																												
取組内容	【農用地に関する取組内容】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように畦畔、農用地法面、鳥獣害防護柵、防風ネット、有機質処理施設等の状況確認を行うこと。																																												
活動要件	—																																												
区 分		取組内容の追加																																											
構成項目	機能診断・計画策定																																												
対象施設等	—																																												
活動項目	機能診断																																												
取 組	25 水路の機能診断																																												
取組内容	【水路（開水路、パイプライン）に関する取組内容】 □施設の機能診断 ・活動計画書に位置付けたすべての施設の劣化状況等を早期に発見し、「実践活動」に位置付けた予防保全活動を適期に実施できるように施設等の状況確認（はらみの発生状況、目地部分の劣化状況、表面の劣化状況、沈下状況、側壁背面の侵食状況、藻等の発生状況、調整施設の遮光施設の状況、法面の侵食の発生状況、破損箇所の把握、水路本体や集水区域の積雪状況の把握等）を行うこと。																																												
活動要件	—																																												

多面的機能支払の実施に関する基本方針(要綱基本方針)新旧対照表

変更後		変更前	
区 分		区 分	
取組内容の追加		取組内容の追加	
構成項目	実践活動	構成項目	実践活動
対象施設等	農用地	対象施設等	農用地
活動項目	農用地	活動項目	農用地
取 組	30 農用地の軽微な補修等	取 組	30 農用地の軽微な補修等
取組内容	①畦畔・農用地法面等	取組内容	①畦畔・農用地の軽微な補修等
	□融雪材の散布		□融雪材の散布
・ほ場の急激な融雪による法面等の侵食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。また、吹き溜まりの雪割り作業を行うこと。		・ほ場の急激な融雪による法面等の侵食を抑制して形状を確保するため、雪解け時期に農地全面への粉炭や灰等の融雪材の散布を行うこと。また、吹き溜まりの雪割り作業を行うこと。	
活動要件	—	活動要件	—
区 分		区 分	
取組内容の追加		取組内容の追加	
構成項目	実践活動	構成項目	実践活動
対象施設等	農用地	対象施設等	農用地
活動項目	農用地	活動項目	農用地
取 組	30 農用地の軽微な補修等	取 組	30 農用地の軽微な補修等
取組内容	①畦畔・農用地法面等	取組内容	①畦畔・農用地法面等
	□融雪排水促進のための溝きり		□融雪排水促進のための溝きり
・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破砕等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状確保を行うこと。		・農用地等からの融雪水の排水を促進するために溝きりや心土破砕等を行い、表面排水及び地下浸透を促進し、法面等の侵食を抑制して形状確保を行うこと。	
活動要件	—	活動要件	—
区 分		区 分	
取組内容の追加		取組内容の追加	
構成項目	実践活動	構成項目	実践活動
対象施設等	農用地	対象施設等	農用地
活動項目	農用地	活動項目	農用地
取 組	30 農用地の軽微な補修等	取 組	30 農用地の軽微な補修等
取組内容	②施設	取組内容	②施設
	□鳥獣害防護柵の補修・設置		□鳥獣害防護柵の補修・設置
・鳥獣被害防止のための防護柵、隔離物の補修や設置等を行うこと		・鳥獣被害防止のための防護柵、隔離物の補修や設置等を行うこと	
・農業被害が増加している特定鳥獣（エゾシカ）の食害等を回避するため、保護管理に向けた被害状況と目撃情報の収集活動や捕獲の活動を行うこと。		・農業被害が増加している特定鳥獣（エゾシカ）の食害等を回避するため、保護管理に向けた被害状況と目撃情報の収集活動や捕獲の活動を行うこと。	
※上記の活動は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」と重複していないこと。		※上記の活動は、「鳥獣被害防止総合対策交付金」と重複していないこと。	
活動要件	—	活動要件	—
区 分		区 分	
取組内容の追加		取組内容の追加	
構成項目	実践活動	構成項目	実践活動
対象施設等	農用地	対象施設等	農用地
活動項目	農用地	活動項目	農用地
取 組	30 農用地の軽微な補修等	取 組	30 農用地の軽微な補修等
取組内容	②施設	取組内容	②施設
	□有機質処理施設の適正管理		□有機質処理施設の適正管理
・有機質処理施設の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。		・有機質処理施設の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。	
・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じ		・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じ	

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後		変更前	
イ．農村環境保全活動		イ．農村環境保全活動	
区 分	取組内容の変更	取組内容の変更	
	実践活動	実践活動	
	テーマ	水質保全	
	取 組	44 その他（水質保全）	
	取組内容	□水田からの排水（濁水）管理 ・水田からの濁水流出防止を図るために、ほ場内の浮遊物質を除去すること。又は、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。	
活動要件		—	
区 分	取組内容の変更	取組内容の変更	
	実践活動	実践活動	
	テーマ	景観形成・生活環境保全	
	取 組	47 その他（景観形成・生活環境保全）	
	取組内容	□農用地から風塵の防止活動 ・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行うこと等。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。	
活動要件		—	
ウ．多面的機能の増進を図る活動		ウ．多面的機能の増進を図る活動	
区 分	取組内容の変更	取組内容の変更	
	実践活動	実践活動	
	テーマ	資源循環	
	取 組	50 地域資源の活用・資源循環活動	
	取組内容	【肥培かんがい施設（パイプライン、調整槽、配水調整槽等）の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。】 ・肥培かんがい施設（パイプライン、調整槽、配水調整槽等）の破損箇所や老朽化した箇所の改修等を行うこと。 ・施設の周辺部の草刈り又は除草を行い、農業生産等への障害が生じないようにすること。 ・草刈り又は除草活動後の草を適正に処理し、刈り取った場所に放置しないこと。又は、その場に存置する場合にあつては、農業生産・生活環境への支障が生じないようにすること。（肥培かんがい施設は、地域内の共有施設であり、かつ、共同で管理を行う場合及び個人の所有施設であつても共同管理組合を設立することなどにより、地域共同で管理することを取り決めている場合に限り、地域資源の質的向上を図る共同活動の対象とする。）	
活動要件		—	
エ．農村環境保全活動		エ．農村環境保全活動	
区 分	取組内容の変更	取組内容の変更	
	実践活動	実践活動	
	テーマ	水質保全	
	取 組	44 その他（水質保全）	
	取組内容	□水田からの排水（濁水）管理 ・水田からの濁水流出防止を図るために、ほ場内の浮遊物質を除去すること。又は、濁水がほ場内に滞留して浮遊（懸濁）物質の沈殿が図られるように、排水止水板を設置し、その適正な維持管理を行うこと。	
活動要件		—	
区 分	取組内容の変更	取組内容の変更	
	実践活動	実践活動	
	テーマ	景観形成・生活環境保全	
	取 組	47 その他（景観形成・生活環境保全）	
	取組内容	□農用地から風塵の防止活動 ・農用地周辺に立地する住宅等に対して、農用地からの風塵による影響を小さくするため、主として営農目的以外で農用地への植物の植栽、有機質資材の散布等を行い、適正な維持管理を行うこと等。または、風塵防止のための並木を整備し、枝打ち等により適正な維持管理を行うこと。	
活動要件		—	
ウ．多面的機能の増進を図る活動		ウ．多面的機能の増進を図る活動	
区 分	取組内容の変更	取組内容の追加	
	実践活動	多面的機能の増進を図る活動	
	テーマ	59 都道府県、市町村が特に認める活動	
	取 組	・生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動を行うこと。	
	活動要件	—	

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後	変更前
④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙２） 北海道の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙２のとおりとする。<u>なお、実践活動等の際には、安金な活動に努めるものとする。</u> ⑤ 広域的に取り組む活動の推進について 多面的機能支払交付金実施要綱第２の１には、活動に関して国民の理解の増進に努めることが必要とされており、今まで以上に本交付金の取組効果を発現させるとともに、その効果を発信することが重要である。 そのため、道内の全ての組織が共通の認識を持ち、広域的に取り組むことで大きな波及効果を生み出すことが期待できる活動を推進する。 ※広域的に取り組む活動については、次のような活動を想定している。 ア、生態系保全のための外来種の駆除活動 イ、防災・減災力の強化に向けた活動 3. (2)～(4) （略） 4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項 （１）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ① 地域活動指針策定における基本的考え方 対象組織が管理する農地周りの水路、農道、ため池のうち、次のア～オに該当する施設を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。 ア、認定申請時に直轄又は補助の農業農村整備事業等を実施していないこと イ、認定申請時に直轄又は補助の農業農村整備事業等が予定されていないこと ウ、市町村が所有又は管理していないこと エ、対象活動は、農地周りの水路・農道等の機能を維持するための補修を基本とし、市町村や施設管理者と十分協議がなされていること。 オ、対象組織の負担額が活動経費の３分の１以上となること。 ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方 <u>①のオの負担額を除き</u>、工事１件あたり、２百万円以上の活動を実施する場合は、次の要件を満たすこと。 ア、①の基本的考え方におけるア及びイに該当することについて、北海道に確認を得ること。 <u>イ、前項</u>について北海道の確認が得られた場合は、その他事項について市町村が確認した上で、工事内容について北海道日本型直接支払推進協議会（以下「道協議会」という。）の技術的指導を受けること。	④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙２） 北海道の資源向上支払交付金（地域資源の質的向上を図る共同活動）に関する地域活動指針及び同指針に基づき定める要件は、別紙２のとおりとする。 ⑤ 広域的に取り組む活動の推進について 多面的機能支払交付金実施要綱第２の１には、活動に関して国民の理解の増進に努めることが必要とされており、今まで以上に本交付金の取組効果を発現させるとともに、その効果を発信することが重要である。 そのため、道内の全ての組織が共通の認識を持ち、広域的に取り組むことで大きな波及効果を生み出すことが期待できる活動を推進する。 ※広域的に取り組む活動については、次のような活動を想定している。 ア、生態系保全のための外来種の駆除活動 イ、防災・減災力の強化に向けた活動 3. (2)～(4) （略） 4. 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）に関する事項 （１）地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定 ① 地域活動指針策定における基本的考え方 対象組織が管理する農地周りの水路、農道、ため池のうち、次のア～オに該当する施設を対象施設とし、これら施設の長寿命化のための補修又は更新等を対象活動とする。 ア、認定申請時に直轄又は補助の農業農村整備事業等を実施していないこと イ、認定申請時に直轄又は補助の農業農村整備事業等が予定されていないこと ウ、市町村が所有又は管理していないこと エ、対象活動は、農地周りの水路・農道等の機能を維持するための補修を基本とし、市町村や施設管理者と十分協議がなされていること。 オ、対象組織の負担が活動経費の３分の１以上となること。 ② 地域活動指針に基づき定める要件設定の基本的考え方 工事１件あたり２百万円以上の活動を実施する場合は、次の要件を満たすこと。 ア、①の基本的考え方におけるアとイに該当することについて、北海道に確認を得ること。 <u>イ、従前から本交付金で更新等を実施してきた施設で、連続性が認められるなど、本交付金で施行する特段の理由がある場合などは、個別に北海道に確認を得ること。</u> <u>ウ、上記アやイについて北海道の確認が得られた場合は、その他事項について市町村が確認した上で、工事内容について北海道日本型直接支払推進協議会（以下「道協議会」という。）の技術的指導を受けること。</u>

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後		変更前																																									
③	地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動（下線が追加部分）	③ 地域の状況に応じて追加する農地に係る施設や対象活動（下線が追加部分）																																									
	<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>取組の追加</th></tr><tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td><td></td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>農地</td><td></td></tr><tr><td>活動項目</td><td>農地</td><td></td></tr><tr><td>取 組</td><td>100 給水栓（散水施設を除く）の更新等</td><td></td></tr><tr><td>取組内容</td><td>□給水栓の更新 ・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策を行うこと。</td><td></td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td><td></td></tr></table>	区 分		取組の追加	構成項目	実践活動		対象施設等	農地		活動項目	農地		取 組	100 給水栓（散水施設を除く）の更新等		取組内容	□給水栓の更新 ・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策を行うこと。		活動要件	－		<table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>取組の追加</th></tr><tr><td>構成項目</td><td>実践活動</td><td></td></tr><tr><td>対象施設等</td><td>農地</td><td></td></tr><tr><td>活動項目</td><td>農地</td><td></td></tr><tr><td>取 組</td><td>100 給水栓（散水施設を除く）の更新等</td><td></td></tr><tr><td>取組内容</td><td>□給水栓の更新 ・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策を行うこと。</td><td></td></tr><tr><td>活動要件</td><td>－</td><td></td></tr></table>	区 分		取組の追加	構成項目	実践活動		対象施設等	農地		活動項目	農地		取 組	100 給水栓（散水施設を除く）の更新等		取組内容	□給水栓の更新 ・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策を行うこと。		活動要件	－
区 分		取組の追加																																									
構成項目	実践活動																																										
対象施設等	農地																																										
活動項目	農地																																										
取 組	100 給水栓（散水施設を除く）の更新等																																										
取組内容	□給水栓の更新 ・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策を行うこと。																																										
活動要件	－																																										
区 分		取組の追加																																									
構成項目	実践活動																																										
対象施設等	農地																																										
活動項目	農地																																										
取 組	100 給水栓（散水施設を除く）の更新等																																										
取組内容	□給水栓の更新 ・老朽化等により機能に支障が生じている給水栓の更新等の対策を行うこと。																																										
活動要件	－																																										
④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙３） 北海道の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙３のとおりとする。 <u>なお、実践活動等の際には、安全な活動に努めるものとする。</u>		④ 地域活動指針及び同指針に基づき定める要件（別紙３） 北海道の資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の対象施設・対象活動に関する指針は、別紙３のとおりとする。																																									
4. (2)～(3) （略）		4. (2)～(3) （略）																																									
5. 広域協定の規模 北海道内においては、広域協定の対象とする区域が昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が、3,000ha以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。 ただし、地域振興５法指定地域（特定農山村地域、振興山村、過疎地域、半島振興地域、離島）及び事業計画の対象とする区域内に棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域を含む等の要件を満たす場合、1,500ha以上又は協定に参加する集落が3集落以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。		5. 広域協定の規模 北海道内においては、広域協定の対象とする区域が昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域内の農用地面積が、3,000ha以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。 ただし、地域振興５法指定地域（特定農山村地域、振興山村、過疎地域、半島振興地域、離島）等の要件を満たす場合、1,500ha以上又は協定に参加する集落が3集落以上の規模を有していれば、広域活動組織を設立することができる。																																									
6. ～7. （略）		6. ～7. （略）																																									
【参考添付資料】 （略）		【参考添付資料】 （略）																																									
別添1 （略）		別添1 （略）																																									
別添2 （略）		別添2 （略）																																									

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後		変更前	
（別紙 1） 北海道 地域活動指針及び同指針に基づく要件 （農地維持活動）		（別紙 1） 北海道 地域活動指針及び同指針に基づく要件 （農地維持活動）	
第 1 地域活動指針及び同指針に基づく要件 1 地域資源の基礎的な保全活動		第 1 地域活動指針及び同指針に基づく要件 1 地域資源の基礎的な保全活動	
点検・計画策定	活動項目 点検	取組 1 点検	活動要件 活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地の発生状況等の把握、泥の堆積状況等の点検を毎年度実施する。
	計画策定	2 年度活動計画の策定	点検結果を踏まえて、実践活動に関する年度計画を毎年度策定する。
研修		3 事務・組織運営等に関する研修、 <u>機械の安全使用に関する研修</u>	事務・組織運営等に関する研修について、5年間に <u>各 1 回以上実施</u> する。
		4 遊休農地発生防止のための保全管理	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。
実践活動	農用地	5 畦畔・法面・防風林の草刈り	活動計画書に位置付けた農用地及び水路等の施設について、遊休農地発生防止のための保全管理、
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	畦畔・法面・防風林の草刈り等を毎年度実施する。
		7 水路の草刈り	ただし、下線部の活動については、点検結果に基づき、必要となる取組を実施する。
		8 水路の泥上げ	
	水路	9 水路附帯施設の保守管理	
		10 農道の草刈り	
		11 農道側溝の泥上げ	
		12 路面の維持	
	農道	13 ため池の草刈り	
		14 ため池の泥上げ	
		15 ため池附帯施設の保守管理	
		16 異常気象時の対応	
	ため池		
	共通		

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後	変更前
2 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動（略） 第2 取組の説明 1 農地維持活動 (1) 地域資源の基礎的な保全活動 1) 点検・計画策定（略） 2) 研修 3)事務・組織運営等に関する研修 ・ 活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。 ・ 共同活動で使用する機械又は使用頻度の高い機械（刈払機など）について、安全使用に関する研修、講習等を開催又はそれに参加すること。 3) 実践活動（略） (別紙2) 第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件 1 施設の軽微な補修（略） 2 農村環境保全活動（略） 北海道 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）)	2 地域資源の適切な保安全管理のための推進活動（略） 第2 取組の説明 1 農地維持活動 (1) 地域資源の基礎的な保全活動 1) 点検・計画策定（略） 2) 研修 3)事務・組織運営等に関する研修 ・ 活動の円滑な実施が図られるように、活動に関する事務（書類作成、申請手続き等）や組織の運営に関する研修を行うこと。 3) 実践活動（略） (別紙2) 第1 地域活動指針及び同指針に基づく要件 1 施設の軽微な補修（略） 2 農村環境保全活動（略） 北海道 地域活動指針及び同指針に基づく要件 (資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）)

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後				変更前			
3 多面的機能の増進を図る活動				3 多面的機能の増進を図る活動			
活動項目		取組	活動要件	活動項目		取組	活動要件
多面的機能の増進を図る活動				多面的機能の増進を図る活動			
52 遊休農地の有効活用				52 遊休農地の有効活用			
53 農地周りの環境改善活動の強化				53 農地周りの環境改善活動の強化			
54 地域住民による直営施工				54 地域住民による直営施工			
55 防災・減災力の強化				55 防災・減災力の強化			
56 農村環境保全活動の幅広い展開				56 農村環境保全活動の幅広い展開			
57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用				57 医療・福祉との連携			
58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化				58 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化			
59 都道府県、市町村が特に認める活動				59 都道府県、市町村が特に認める活動			
60 広報活動				60 広報活動			
第2 取組の説明				第2 取組の説明			
2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）				2 資源向上活動（地域資源の質的向上を図る共同活動）			
(1) 施設の軽微な補修（略）				(1) 施設の軽微な補修（略）			
(2) 農村環境保全活動（略）				(2) 農村環境保全活動（略）			
(3) 多面的機能の増進を図る活動				(3) 多面的機能の増進を図る活動			
52 遊休農地の有効活用				52 遊休農地の有効活用			
・ 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。				・ 地域内外からの営農者の確保、地域住民による活用、企業と連携した特産物の作付等、遊休農地の有効活用のための活動を行うこと。			
53 農地周りの環境改善活動の強化				53 農地周りの環境改善活動の強化			
・ 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。				・ 鳥獣被害防止のための対策施設の設置や農地周りの藪等の伐採、農地への侵入竹等の防止等、農地利用や地域環境の改善のための活動を行うこと。			
54 地域住民による直営施工				54 地域住民による直営施工			
・ 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。				・ 農業者・地域住民が直接参加した施設の補修や環境保全施設の設置、そのための技術習得等、地域住民が参加した直営施工による活動を行うこと。			
55 防災・減災力の強化				55 防災・減災力の強化			
・ 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化、災害時における応急体制の整備等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。				・ 水田やため池の雨水貯留機能の活用、危険ため池の管理体制の整備・強化等、地域が一体となった防災・減災力の強化のための活動を行うこと。			

多面的機能支払の実施に関する基本方針（要綱基本方針）新旧対照表

変更後	変更前
56農村環境保全活動の幅広い展開 - 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと（地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1 テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び4 に定める活動を実施する対象組織が対象）。 57やすらぎ・福祉及び教育機能の活用 - 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。 - 地域内外の法人、専門家、教育機能等と連携した農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域資源の有するやすらぎや教育の場としての機能増進を図る活動を行うこと。 58農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 - 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。 59都道府県、市町村が特に認める活動 - 生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動を行うこと。 60広報活動 - 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 3 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織（略） （別紙 3） 北海道 施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針（略）	56農村環境保全活動の幅広い展開 - 農地等の環境資源としての役割を活かした、景観の形成、生態系の保全・再生等、農村環境の良好な保全に向けた幅広い活動を行うこと（地域資源の質的向上を図る共同活動において取り組まれる農村環境保全活動に加えて、1 テーマを選択し農村環境保全活動を実施する対象組織及び4 に定める活動を実施する対象組織が対象）。 57医療・福祉との連携 - 地域の医療・福祉施設等と連携した、農村環境保全活動への参画や農業体験等を通じた交流活動等、地域と医療・福祉施設等との連携を強化する活動を行うこと。 58農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化 - 農村特有の景観や文化を形成してきた伝統的な農業技術、農業に由来する行事の継承等、文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化に資する活動を行うこと。 59都道府県、市町村が特に認める活動 - 生態系や環境の保全のため、河川、湖沼、湿原などへの農用地からの土砂流出抑制対策等の活動を行うこと。 60広報活動 - 多面的機能支払交付金の活動に対する多様な主体の参画を促進するために、パンフレット、機関誌等の作成・頒布、看板の設置、インターネットのホームページの開設・更新等の活動を行うこと。 3 多面的機能の増進を図る活動における「農村環境保全活動の幅広い展開」の対象組織（略） （別紙 3） 北海道 施設の長寿命化のための活動の対象施設・対象活動に関する指針（略）

令和2年6月29日
道協議会より通知

深化の加算措置（役員に女性が参画している場合）の具体的な活動について

資源向上支払交付金において、令和元年度から次の2つの支援（加算措置）が拡充されているところです。

- ① 多面的機能の更なる増進に向けた活動の支援（単価 1/6 加算）
- ② 農村協働力の深化に向けた活動の支援（単価 1/6 加算）

本年度（令和2年度）の制度改正では、「②農村協働力の深化に向けた活動の支援」の内容が下記のとおり要件緩和されており、具体的な活動内容など加算措置要件が農林水産省より示されましたのでお知らせします。

記

1. 要件緩和のポイント

役員に女性が2名以上参画している場合、毎年度活動に参加する構成員の割合要件が、8割以上から「6割以上」に緩和されています。

2. 「農村協働力の深化に向けた活動」加算措置要件

「多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援」を受ける対象組織のうち、次のA又はBのいずれかに該当する活動を行うこと。

A ・構成員のうち、4割以上が非農家 ＋ ・構成員の8割以上が参加する実践活動を、毎年度行う。

又は

B （令和2年度改正（要件緩和））

・構成員のうち、4割以上が非農家、かつ、役員に女性を2名以上選任 ＋ ・構成員の6割以上が参加する実践活動を、毎年度2種以上それぞれ別の日に行う。

3. Bの具体的な活動内容など

「毎年度2種以上」、「それぞれ別の日に行う」こととされており、「2種以上」の基準は次のとおりです。

【基準】

多面的機能支払交付金実施要綱別紙2の第6の2のウのbの(b)で、「実践活動を毎年度2種以上」とあり、ここで示される2種以上とは、実施要領（別記1－2）「国が定める活動指針及び活動要件」に示す「取組」（取組番号のついたもの）を基準としており、「活動項目欄の実践活動について、違う番号の取組を2種以上行う。」こととなります。

事例として、非農家の参加が多い農村環境保全活動のテーマ：景観・生活環境において、「取組番号45：植栽等の景観形成活動」と「取組番号46：施設等の定期的な巡回点検・清掃」の2つの活動を選択し、それぞれ別の日に6割以上の構成員が参加して行うことで加算要件を満たすこととなりますので、取組みを検討する際の参考としてください。

また、本年度の取組に当たっては、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から三つの密に該当する大人数での行動を避け、班体制での実施や活動日を分散するなど取組内容を工夫されていると推察しますが、安全な活動にご留意ください。

北海道日本型直接支払推進協議会
会員市町村担当者 様

北海道日本型直接支払推進協議会
事務局長 雪 田 仁 司

「機械の安全使用に関する研修」について

本協議会の運営につきましては、日頃から格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、実践活動の際には、これまでも安全な活動に努められているところですが、全国的に草刈りや雑木伐採時の機械操作中での事故が多発していることから、本年度、国の実施要領（別記1-2「国が定める活動指針及び活動要件」）及び道の多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針（要綱基本方針）の一部改正により、活動要件に「機械の安全使用に関する研修について、5年間に1回以上実施する。」ことが追加されました。

つきましては、次のとおり研修内容や取り扱いについてご案内しますので関係活動組織への周知、指導いただけますようお願いいたします。

記

1 研修内容

- ・ 共同活動で使用する機械又は使用頻度の高い機械（刈払い機、チェーンソー等）の使用方法的研修を実施する。
なお、重機運転・操作など、免許や専門の講習受講が義務づけられているものは、本研修の対象ではない。
- ・ 資料の配付のみでは、研修を実施したことにはならない。

2 研修の実施例

- ・ 総会等の場で刈払い機等の使用経験のある構成員が講師となって行う機械の使用方法的研修
- ・ 道協議会等が主催する研修会に役員等が出席
- ・ 機械の使用方法的解説DVD等を構成員で視聴 などが想定されます。

3 留意事項

- ・ 現在活動中の対象組織にあつては、当該活動期間中に1回以上、研修・講習等を開催する又はそれに参加することが必要

4 その他

- ・ 今後、道協議会主催の全道事例発表会などを通じて研修会を予定していることを申し添えます。
- ・ 本年度で活動期間が終了する組織にあつては、本年度中の実施が必要となりますが、既にご案内のとおり本年度の全道事例発表会は中止であることから、研修の対応を道協議会で検討中ですので、別途、該当市町村・組織にご案内する予定とします。

北海道日本型直接支払推進協議会事務局
水土里ネット北海道 技術部地域支援課 佐藤
TEL 011-206-6209 FAX 011-200-5352
E-mail sato-hideya@htochiren.jp

(様式第 1 - 8 号) 別紙

持越金の使用予定表

農地維持・資源向上（共同）

次年度への持越金が当該年度交付金の 3 割を超え、かつ、1 0 0 万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額	算定根拠
4月	保険料（２０人分）	20,000 円	保険会社見積
4月	安全用品(ヘルメット)の購入（２０個）	30,000 円	メーカーカタログ
4月	日当（農道の草刈り・水路の泥上げ） 累計２０人分	160,000 円	組織の規定
4月	機械借り上げ（水路の泥上げ） ３日分	120,000 円	R２実績
6月	日当（農道の軽微な補修等） 累計１０人分	80,000 円	組織の規定
6月	外注費（ため池の泥上げ） ２箇所	600,000 円	業者聞き取り
	記 載 例	円	
		円	
		円	
		円	
計		1,010,000 円	

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者押印またはサイン欄
上記の内容について、妥当であると認める。	

(様式第 1 - 8 号) 別紙

持越金の使用予定表
資源向上（長寿命化）

次年度への持越金が当該年度交付金の 3 割を超え、かつ、1 0 0 万円以上である場合に作成。
算定根拠について、市町村担当者から提出を求められた場合には添付すること。

使用時期	使用内容	使用予定金額	算定根拠
4 月	資材費（フリューム水路） 4 0 m 分	300,000 円	改良区聞き取り
4 ～ 6 月	日当（水路の更新等） 累計 4 0 人分	320,000 円	組織の規定
4 ～ 6 月	機械借り上げ（水路の更新等） 5 日分	250,000 円	R 2 実績
2 年後	外注費（ため池の補修） 2 箇所	1,000,000 円	業者見積の内数 ※次年度以降の交付額と合 わせて活動を実施する予定
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
		円	
計		1,870,000 円	

市町村担当者における妥当性の確認欄

確認結果	担当者押印またはサイン欄
上記の内容について、妥当であると認める。	

事務支援システムの改修状況

令和2年8月24日

1. 事務支援システムを構築した背景

多面的機能支払交付金に取り組む活動組織からの事務負担の軽減要望に應えるとともに、適正な事務処理と効率的な執行体制の確立に向けて本システムを構築したところ。

2. 今年度の改修項目（主なもの）

- ① （補助ツール）エクセル日報の構築
- ② エクセル日報のインポート（取込）機能、エクスポート（出力）機能
- ③ 日報上の重複チェック機能（同一人物同一時間の時間重複チェック）
- ④ 更新履歴の表示（更新者、更新日）
- ⑤ 広域下部組織の様式【別記1－5様式第1号】活動報告確認票（〇〇集落）

3. 利用者からの要望（代表的なもの）

- ① 個別の日当支払い帳票（源泉徴収対応）
- ② 既存の多面系事務ソフト（田園倶楽部など）との連携
- ③ 活動記録【様式1-6】の集約（1行6取組）※資料2-2参照

4. 事務の省力化に向けた国の動向

- ① 農林水産省が所管する補助金・交付金等の申請をオンラインで行えるようにするために共通申請サービスを開発しているところ
- ② 上記に関連し、多面的機能支払交付金のシステム化について、9月に農林水産省との意見交換を予定

★「実施時間」には休憩時間を含めず、実施時間を記入してください。

★「取組番号」欄には、実施要領別記1-2の国が定める活動指針における取組の番号及び要領第1の2の(1)に基づき都道府県が定める要綱基本方針において追加された取組の番号を記入します。その他、事務処理は200番、会議等は300番を記入します。
同一日に複数の取組を行った場合は、該当する全ての取組番号を左詰めで行って記入してください。番号欄が足りない場合は、複数行に分けて記入してください。

活動実施日時			活動参加人数			取組番号 (左詰め)				活動内容			交付金 対象活 動	備考 (具体的な活動内容を記入)
日付	実施時刻	実施時間	農業者	農業者 以外	総参加 人数					支払区分	活動項目	取組		
7/9	10:00	2.0時間	0人	2人	2人	6	10			農地維持	農用地 農道	6.鳥獣害防護柵等の保守管理 10.農道の草刈り	○	鳥獣害防護柵の適正管理 路肩・法面の草刈り
7/9	08:00	8.0時間	6人	0人	6人	10				農地維持	農道	10.農道の草刈り	○	路肩・法面の草刈り
7/10	08:00	2.0時間	0人	2人	2人	6				農地維持	農用地	6.鳥獣害防護柵等の保守管理	○	鳥獣害防護柵の適正管理
7/11	10:00	2.0時間	0人	2人	2人	6	12	45		農地維持	農用地	6.鳥獣害防護柵等の保守管理 12.路面の維持 45.植栽等の景観形成活動	○	鳥獣害防護柵の適正管理 路面の維持 農用地等を活用した景観形成活動
7/11	08:00	8.0時間	3人	0人	3人	12				農地維持	農道	12.路面の維持	○	路面の維持
7/11	12:00	1.0時間	1人	0人	1人	45				資源向上	景観形成・生活環境保全	45.植栽等の景観形成活動	○	農用地等を活用した景観形成活動
7/12	10:00	2.0時間	0人	2人	2人	6	45	56		農地維持 資源向上 資源向上	農用地 景観形成・生活環境保全 増進活動	6.鳥獣害防護柵等の保守管理 45.植栽等の景観形成活動 56.農村環境保全活動の幅広展開	○	鳥獣害防護柵の適正管理 農用地等を活用した景観形成活動 農村環境保全活動の幅広展開
7/12	12:00	1.0時間	1人	0人	1人	45				資源向上	景観形成・生活環境保全	45.植栽等の景観形成活動	○	農用地等を活用した景観形成活動
7/12	08:00	4.0時間	0人	1人	1人	56				資源向上	増進活動	56.農村環境保全活動の幅広展開	○	農村環境保全活動の幅広展開
7/13	08:00	2.0時間	0人	2人	2人	6				農地維持	農用地	6.鳥獣害防護柵等の保守管理	○	鳥獣害防護柵の適正管理

令和元年度活動報告について

資料3

事例研究会行動計画			令和元年度の活動内容
1	R1.8.8	第1回 事例研究会開催	R1.8.8 第1回事例研究会開催 場所：（札幌市）札幌駅前ビジネススペース「2A」 会員10名参加、オブザーバー12名参加
2	R1.11.中旬	先進地視察研修	R1.11.26～R1.11.28 現地視察研修 視察先：岩見沢市（広域協定設立までの経緯・今後の取組みについて） 名寄市（集落の手による水路等の長寿命化の取組み） 遠軽町（遠軽町環境保全広域協定運営委員会における資源向上活動について） 北見市（北見市における農村環境保全活動の取組みについて） 視察者：干場代表、小嶋主事、鷺見代表、佐藤事務局長、岡村会計、島本組合長 木村主事、村上主査、志村係長、江本係長、村上主査 澤田課長補佐、高瀬主査、雪田部長、齋藤主幹、佐藤副主幹
3	R1.11.中旬	第2回 事例研究会開催	R1.11.26 第2回事例研究会開催 場所：（名寄市）駅前交流プラザ「会議室3」 会員13名参加、オブザーバー2名参加
4	R2.2.中旬	全道事例発表会	R2.2.14 ロイトン札幌「ロイトンホール」 出席者 1,912名、会員17名参加 視察研修報告：事例研究会及び道内の現地視察研修の概要について 干場代表、木村主事、鷺見代表、岡村会計、江本係長、村上主査 発表者： 澤田課長補佐、佐藤副主幹
5	未定	草分け科会開催	新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期
6	R2.3.中旬	第3回 事例研究会開催	新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期

平成 30 年 3 月 1 日作成

平成 30 年 8 月 21 日更新

平成 30 年 12 月 13 日更新

令和元年 8 月 8 日更新

令和 2 年 8 月 24 日更新

本会で検討してきた項目について

本交付金の取組が、今まで以上に本道の地域特性に応じた課題解決に繋がるように、以下の項目を中心に関心度等に関するアンケート調査を実施し、その意見等を集約して本会で事例収集等の検討を行い、道内活動組織等への情報提供を図る。

1 効果的な活動について

効果的な活動や参考になる事例とは何かを検討することを目的に、以下の項目について関心度の調査を実施する。（以下、→に代表的な取組み例を示す。）

（１） 活動項目別の具体事例 → 北海道施策評価で高い評価を得た活動

→ 高い評価を得られなかった発展途上の活動

① 施設の補修、長寿命化のための活動

→ 計画的な施設補修・更新の手法

※ 現地視察研修（長寿命化）を実施（名寄市） 【R1.11】

→ 鳥獣被害防止の取組

※ 現地視察研修（鳥獣防護柵）を実施（遠軽町） 【R1.11】

※ 効果のある活動事例の紹介と併せて、機能診断・補修技術等の研修を検討

→ 2月27日開催の全道事例発表会にて上記研修を実施

② 防災・減災の取組

→ 豪雨災害への対応

→ 田んぼダム

※ 事例発表を実施（岩見沢市） 【H30.2】

※ 先進地視察研修を実施（栃木県小山市） 【H30.8】

③ 遊休農地（耕作放棄地）の解消

→ 農地集積の推進

→ 農地中間管理機構との連携

→ 耕作放棄地対策

※ 先進地視察研修を実施（茨城県守谷市） 【H30.8】

- ④ 多様な地域や他の事業と連携した取組
 - 中山間直接支払との連携
 - NPO等と連携した自然環境の保全
 - ※ 先進地視察研修を実施（栃木県宇都宮市）【H30.8】
 - 漁協と連携した水産業への負荷軽減

- ⑤ 農村環境保全活動
 - 湖沼・湿原周辺などにおける水質浄化
 - 景観作物（菜の花）の植栽を通じたバイオディーゼルの導入
 - 稲ワラの資源循環

 - 外来種駆除
 - ※ 現地視察研修（ウチダザリガニ駆除活動）を実施（遠軽町）【R1.11】
 - 土壌流出防止対策（グリーンベルトの設置など）
 - 廃屋等の景観阻害要因の除去
 - ※ 現地視察研修（廃屋撤去）を実施（北見市）【R1.11】
 - 農村文化の伝承を通じて農村コミュニティを強化している取組
 - 生態系保全の取組
 - ※ 先進地視察研修を実施（栃木県宇都宮市）【H30.8】
 - ※ 現地視察研修（ホタル）を実施（北見市）【R1.11】

- ⑥ 多様な主体の参画による地域コミュニティの活性化
 - 女性グループを中心とした活動
 - 地域住民、学校教育、大学・企業・NPOとの連携した取組
 - ※ 先進地視察研修を実施（栃木県宇都宮市）【H30.8】
 - 農福連携の取組
 - ※ 事例発表を実施（留萌市）【H31.2】

- ⑦ 6次産業化等との取組との連携
 - 共同活動を通じた直売施設の設置
 - 共同活動を通じた農産物のブランド化
 - ※ 先進地視察研修を実施（栃木県宇都宮市）【H30.8】

- ⑧ その他
 - 広報活動と情報共有の工夫
 - 都市と農村交流の推進
 - ※ 先進地視察研修を実施（栃木県宇都宮市）【H30.8】
 - 地理的に特徴のある活動等事例（中山間地、樹園地、小規模集落）
 - 直営施工の取組
 - 活動組織内の議論手法とリーダー育成

（２）北海道地域活動指針に追加すべき活動項目の抽出等について

- ① 追加すべき活動と制度の見直し
 - ・平成19年度～平成29年度の間、本道の地域特性に応じた共同活動が可能と

なるよう、国が定める地域活動指針に取組項目の追加等を実施してきた

- ・平成31年度には国において多面的機能支払交付金の見直しが行われることから、併せて項目の追加等の検討に向けた聞取りを行う。

→ 今後調査を実施するが、全道各地で実施した意見交換会等で追加すべき活動項目としてあった意見は、次のとおり。

- ・ 農業用施設周辺及び農地の除排雪（共通）
- ・ 共同利用の堆肥製造施設への堆肥原料の搬出作業（主に草）
- ・ ファームポンドの建屋修繕（畑・草）

→ 国との協議の結果、水路やため池の附帯施設における破損施設の補修として支援対象となった。【H31.4】

- ・ 農地の一部をトラクター等の走行道路にしている場合の路面維持活動（主に畑・草）
- ・ 農用地に「破損施設の補修」を追加（田越しかんがいの場合の枡の補修を対象）（田）

→ 活動指針に「農用地の付帯施設の補修・設置」という取組内容を追加することにより、明確に支援対象となった。【H31.4】

- ・ また、交付金使途内容等の設定等を行うことの検討が必要との意見もあることから意見徴収を行う。

② 道内全ての組織で行う活動の設定

- ・ 本交付金は、地域主導で行う様々な活動を支援する施策であるが、国が定める実施要綱では、活動に関して国民の理解の増進に努めることとされており、今まで以上に本交付金の取組効果を発信する必要がある。
- ・ このことから、道内の全ての組織が共通の目的を持ち、一体的に取り組むことで大きな波及効果を生み出す活動（例：外来種の駆除）を設定し、当該活動を通じた効果等を広く発信したい。

→ 今後調査を実施するが、全道各地で実施した意見交換会等で全道的に取り組むべき活動項目としてあった意見は、次のとおり。

- ・ 外来種の駆除（共通）
- ・ 田んぼダム（田）
- ・ 異常気象時の対応（共通）
- ・ （鳥獣被害防止の取組（共通））

→ 上記「外来種の駆除」と「田んぼダム」については、要綱基本方針に広域で取り組むべき活動として推進する旨を明記した。

2 効率的・効果的な執行体制について

本対策を継続実施するためには、効率的な執行体制が不可欠である。そこで効率的な執行体制とは何かを確認し、効率的な執行体制の構築に向けた検討を行う。

（1）活動組織の広域化・体制強化

→ 統一ルール、作業機械の共同利用、市内全域1組織

※ 先進地視察研修を実施（新潟県見附市・福井県福井市）【H30.1】

※ 現地視察研修（広域協定設立までの経緯）を実施（岩見沢市）【R1.11】

→ 土地改良区やJAとの連携

→ 民間企業とのマッチングや様々な事務委託方法の検討

＜事務に関する補足＞

- ① 本交付金の継続的かつ円滑な推進に向けては、事務執行体制の強化及び効率化を図ることが最重要課題と認識している。
- ② このため、現在多くの地域で行われている既存組織（土地改良区やＪＡ等）による事務受託のほか、新たに事務支援体制（組織）を構築している事例等の収集・発信を行うとともに、事務支援組織が無い地域においていかに事務局体制を構築すべきか検討したい。
- ③ 併せて余力のある事務支援組織の発掘を行い、事務支援が受けられない地域においてもベストな選択ができるよう発信したい。
- ④ また、事務書類の統一化を図るなどにより負担軽減に向けた検討を行いたい。

→ 全道各地で実施した意見交換会等では、恒久的な事務局体制づくりに対する支援要請が多く寄せられたので、協議会として具体的な事務局体制強化支援を検討していく。

→ 上記の事務局体制強化支援の検討とともに、事務軽減と同時に情報集約を効率的に実現するため、システム開発を推進する。

※ 事務支援システム～とんぼノート～の構築・運用【R1.9】

（２）地域資源の管理体制の強化

- 共同活動の省力化
- 土地改良区や市町村との役割分担

３ 新対策に望むこと

※ 本研究会で検討すべき項目として実施済【H30.8】

４ その他

→ 写真絵画コンテストの開催

※ 「子供絵画コンテスト2018」として実施済【H30.11】

→ 女性の活躍に向けた事例収集・発信

※ 女性を対象として制度説明会の開催【H31.1】

→ 協議会主催で女性を対象とした制度説明会や、女性の参画を促す検討会を実施予定

（１）今後に向けた課題とフォローアップ

別添（資料１）を参照

※ 今年度も継続してフォローアップが必要。

令和元年 8 月 8 日作成

令和 2 年 8 月 24 日更新

今後の事例研究会の進め方について	今年度の事例研究会の取組みについて（事務局案）
I 過去 3 年間の検討事項について II 多面的機能支払交付金の実施に関する基本方針（要綱基本方針）について III 今後の進め方について 1 基本スタンス 「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会 設置要領のとおりとする。 ・ 趣旨は見直しない。 ・ 構成及び活動内容については、会員の意見を聞きながら、必要に応じて微修正を行う。 （抜粋）北海道における農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払事業における効果的な活動事例などの情報収集を行い、各々の地域の状況に応じた更なる活動の充実・発展を図るために、事例内容について検討を行い、発信等を行うことを目的 2 想定される検討項目～具体的な進め方 （1）効果的な活動について ア 活動項目の洗い出し ・ 要綱基本方針を踏まえた検討 → 基本方針で推奨した北海道全域で取り組むことにより、より大きな効果を生み出すことを目的とした、ほぼ全道地域で共通の課題となっている外来種駆除（アライグマなど）や防災減災の取組（田んぼダムなど） → 本交付金は、地域主導で行う様々な活動を支援する施策であるが、国が定める実施要綱では、活動に関して国民の理解の増進に努めることとされており、今まで以上に本交付金の取組効果を発信する必要がある。 → 道内の全ての組織が共通の目的を持ち、一体的に取り組むことで大きな波及効果を生み出すことを目的として、当該活動を通じて効果等を広く発信したい。 ※広報活動のあり方も検討したい。 ・ 北海道施策評価を踏まえた検討 → 効果の有無を区分した分析 ・ 従前の検討を踏まえた検討 ・ 現地意見交換会等での意見を踏まえた検討 ・ アンケート調査の実施	▶ 資料 4 - 1 のとおり ▶ 資料 1 のとおり ▶ 防災減災の取組（田んぼダム）については、岩見沢市や道外視察研修（栃木県）を通じ、事例収集および発表を行ってきたところ。 ▶ 外来種駆除について、本交付金を活用して取組んでいる組織は本道において、多い状況で具体の種類（アライグマ等）や取組み内容は把握できていない状況。 ▶ 道内全体で取り組むことにより、波及効果を生み出すことを目的としており、外来種駆除について本交付金を活用することのメリットや行政との関り方等の事例収集を行いたい。 ▶ 取組み事例について本研究会で検討し、当該活動を通じて効果等について、第三者の理解を得られるようにホームページ等を活用して広く情報発信したい。

今後の事例研究会の進め方について	今年度の事例研究会の取り組みについて（事務局案）
イ システムの導入推進について ・ 事務負担の軽減等に向けたシステムについては、道協議会が構築した統一システムの運用により、全体での事務軽減と適正な書類作成の面立を図ることを目標とする。そのため、全組織・全市町村に本システムを利用してもらうことを推奨していきたい。 → システムのあり方については、目的を明確にしながら、随時議論を深め、活動組織、事務執行者、市町村、協議会の相反する立場の者が、出来るだけウインウインになる関係を目指す。 ・ 北海道地域資源保全情報の整備に向けたシステムについては、GISツールによる整備を図る。 → こちらは事務軽減には直接は繋がらないが、地域資源の把握、事業計画の策定及び地域資源保全構想の策定に寄与するとともに、何よりも本制度の成果把握のためにも必要と考えているところ。皆様の協力を得ながら、支援する体制も併せて検討していきたい。 ウ 地域資源の管理体制の強化 ・ 共同活動の省力化 ・ 土地改良区や市町村との役割分担 3 今後に向けた課題とフォローアップについて (1) 面積減少防止の取組 ・ 滞りなく新計画へ移行を進める取組 → 継続困難組織への支援、広域化支援 ・ 新たに取組みを始める地域への支援 → 個別フォローアップ (2) 適正な事業執行の取組 ・ 会計検査受検を踏まえた事務指導 → 持越、適正な事務執行 ・ 補修技術などの研修 ・ 作業安全の取組 (3) 女性の参画 ・ 昨年度は女性を対象とした制度説明会を実施したので、今後は女性の参画を促すような検討会などを企画したい。 ※ フォローすべき項目は随時洗い出すとともに、効果的な推進方法を検討したい。	▶ 資料 2 のとおり ▶ 平成29年より進めてきた北海道地域資源保全情報の整備に向けた対象施設のデータ整備が今年度完了する。 ▶ 道内の全活動組織に、システム上で整備したデータを提供できる（今年度にあつては、記録システムを利用していない組織にあつても無償提供予定） ▶ 本交付金の着実かつ効果的な推進に資する調査・研究（ドローンの活用について） ▶ 道協議会で引き続き対応 ▶ 道協議会で引き続き対応 ▶ 昨年度、本交付金に取組む全市町村に活動組織における女性役員の参画状況について聞き取りを行ったところ。（道内における女性役員 参画状況：41 市町村総勢 106 名） ▶ 本年は、女性役員等を対象にアンケート調査を実施予定

活動組織の事務処理負担を軽減する体制強化の取組状況について（R元年度）＜R元年度事務委託等調査（R元年10月）＞

＜区分（取組の形態）＞ ＜委託等の相手先（事務委託団体等）＞

既支援の団体等 ・団体等 ・体制強化による	新たな事務委託先等の確保による支援・体制強化	活動組織内で事務を行っている組織数	＜区分（取組の形態）＞		＜委託等の相手先（事務委託団体等）＞		市町村数 該当組織数		うち広域
			＜区分（取組の形態）＞		＜委託等の相手先（事務委託団体等）＞		市町村数 該当組織数		
・農業関係団体による支援（一部の組織で無償あり） ・既存の地域振興事業に関わる公共性の強い会社へ委託	・新たに関係組織を設立し委託 ※ 一社等法人 ・新たに関係団体を設立し委託 ※ 任意団体 ・既存のNPO法人へ委託 ※ 地域と関わるNPO法人 ・事務処理可能な民間会社、団体を確保し委託 ・事務処理可能な人材を確保し、個人に委託 ・事務処理可能な人材を確保し、組織が直接雇用		・土地改良区 ・農業協同組合（JA） ・有限会社 〇〇振興公社 ・株式会社 〇〇振興公社		※メイン事業は、温泉施設の運営、公共施設の指定管理者、町の委託事業など		34 163		7
			・一般財団法人 〇〇農業振興機構 ・一般社団法人 〇〇〇〇〇〇		※一社は「人」、一財は「物（財産）」をメインとし、株式会社のように配当（利益の分配）ができない非営利法人		31 56		16
			・〇〇農業振興事務組合 ・〇〇資源保全協議会（連合会）など 〔例：事務に精通する役員、JAのOB等が従事〕 ・NPO法人 〇〇〇 ・建設、設計、コンサルタントの会社など		※設立の経過から、役員やJAなどの事務室の一部を間借りし事務処理する事例が多い。		2 15		0
			・個人 ＜個人への支払方法＞ ① 委託料 ② 役員に位置付け事務日当で支払 ③ ー ー ー 役員報酬で支払				29 103		8
			・個人 ＜個人への支払方法＞ ① 賃金				5 6		3
							3 8		0
							3 8		1
							2 2		2
							15 95		5
							3 8		0
							3 8		1
							29 103		8
							5 6		3
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16
							2 15		0
							31 56		16
							31 56		16

令和 2 年度 事例研究会行動計画（案）

R2.8.24 現在

1	R2.8.24	第 1 回事例研究会の開催	・制度改正について ・R1 年度の活動総括 ・今後の事例研究会の進め方について →今年度の取組みについて ・令和 2 年度の事業計画（案）について など
2	R2.10	効果的な活動について	・外来駆除（アライグマ）の取組み状況等の事例収集 ・当該活動を通じた効果等の発信
3	R2.11	効率的・効果的な執行体制について	・新たな事務委託先等の確保による支援・体制強化について情報収集。 ・現地事例収集と情報発信
4	R2.12		2 と 3 の成果とりまとめ及び成果検討
5	R3.1	草地帯分科会の開催	・ブロック別開催（枝幸町）
6	R3.2.	全道事例発表会	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止
7	R3.3	令和第 2 回事例研究会の開催	・R2 年度の行動計画の総括 ・本研究会の活動成果総括 ・（R2 年度の行動計画案の策定）
◎ 道協議会主催事業として実施			
	未定	女性参画に向けた検討会等の開催	・開催地、時期などは今後検討する。

- ※ 道外から視察研修の申し出があった場合は、本研究会の会員も都合がつく範囲で出席する。
- ※ 視察研修場所は、道外のみならず道内も検討する。
- ※ 全国事例研究会等の開催に際し、発表者やパネリストの推薦依頼があった場合は、本会員からの推薦も検討する。